

議案第68号

天理市産業振興館条例の制定について

天理市産業振興館条例を次のように制定しようとする。

平成27年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市産業振興館条例

(設置)

第1条 地域経済の活性化及び高度な情報通信技術の活用による新たな就労機
会の拡大に資するため、本市に産業振興の拠点として産業振興館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 産業振興館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市産業振興館	天理市川原城町249番地1

(事業)

第3条 天理市産業振興館（以下「産業振興館」という。）は、次に掲げる事業
を行う。

- (1) 産業活動及び市民の交流のための施設の提供に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した就労機会の拡大に関すること。
- (3) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 産業振興館の施設で別表第1に定めるものを使用しようとする者は、
あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付するこ
とができる。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業振興館の使用を
許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

(3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) その他不相当と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第6条 第4条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に産業振興館を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 公益上その他特別の理由があるとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により産業振興館を使用することができなかつたとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、産業振興館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の内容と著しく相違があるとき。

(4) 第5条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

(5) その他管理上不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により産業振興館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業振興館への入場を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(4) その他管理上不適当と認めるとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用許可の取消し等があったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 産業振興館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間の第7条に規定する使用料の額については、別表第2の規定にかかわらず、無料とする。

別表第1（第4条関係）

使用許可に必要な施設	テレワーク室A、テレワーク室B、テレワーク室C、テレワーク室D、テレワーク室E、テレワーク室F
------------	---

別表第2（第7条関係）

使用料		
区分	単位	金額
テレワーク室A、テレワーク室B、テレワーク室C、テレワーク室D、テレワーク室E	1時間につき (午前9時から午後5時まで)	300円
	1時間につき (午後5時から午後7時まで)	400円
	1月につき	48,000円
テレワーク室F	1時間につき (午前9時から午後5時まで)	400円
	1時間につき (午後5時から午後7時まで)	500円
	1月につき	64,000円

備考 1時間未満は、1時間とみなす。